

北海道文教大学緊急支援学費等減免に関する規程

(平成25年12月24日 則 第5号)

(目 的)

第1条 この規程は、北海道文教大学(以下「本学」という。)の学生及び入学予定者で天災地変の罹災等による経済的理由により修学に困難があると認められた者に対して、本学が学費等を減免し修学を支援することを目的とする。

(対 象 者)

第2条 対象者は、本学に在学する学生及び入学予定者であって、学資負担者が災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害、若しくはこれらの災害に準ずる程度の被害により家計が急変し、修学が困難になった者を対象とする。ただし、留年者、休学者又は最短修業年限を超える学生は、原則として当該年度の対象者とししない。

(減免の範囲及び選考基準等)

第3条 この規程による学費等減免の範囲及び選考基準等は次の区分とする。

区分	罹災等による所得の状況等	減免の内容	家計基準(収入金額)	
			給与所得者	給与所得者以外
1	学資負担者の罹災による死亡、重傷、居住する家屋の全壊又は避難による失職等により著しく所得が減少し、家計が急変となった者	授業料1年分の100%免除。 新入生の場合は、入学金の免除を含む。	841万円以下	355万円以下
2	学資負担者の居住する家屋の半壊又は罹災により、現職業の継続・維持が困難で大幅に所得が減少した者	授業料1年分の50%免除。 新入生の場合は、入学金の50%免除を含む。		
3	これらの災害に準ずる程度の被害により、所得が減少した者	授業料の50%免除を限度とする。		

2 ここでのいう学費等とは、入学金、授業料をいう。

(緊急支援学費等減免の申請等)

第4条 緊急支援学費等減免を受けようとする者は、災害等による被災学生等(入学予定者を含む)の学費等減免申請書(本学所定様式)(以下「申請書」という。)に地震・火災・風水害等の被害を証明する書類、所得証明書及びその他の必要書類を添えて学長に提出するものとする。

2 前項の申請は、年度を通じて事由が生じたときに随時行うことができる。ただし、事由が発生した月から原則として12月を超えないものとする。

3 継続して支援を必要とする場合、申請書は年度毎に必要な書類を提出するものとする。

(減免の決定)

第5条 学費等減免の決定は、第3条に定める選考基準等にもとづき入学予定者については入試委員会、在学生については学生委員会において選考のうえ教授会の議を経て、学長が決定する。なお、学業成績は参考とするが原則として判断基準には含まないものとする。

(事 務)

第6条 学費等減免に関する事務は、学生課・会計課及び入学予定者については入試広報課・会計課が行う。

(重複減免及び重複支給の制限)

第7条 本規程の奨学金は、高等教育の修学支援制度による給付奨学金と重複できるものとし、適用に当たっては、本規程を優先して適用するものとする。但し、在学時の年度途中で事由が発生した場合は、その限りではない。

2 本規程を適用し、かつ高等教育の修学支援制度の対象となった者は、正規授業料を基礎として、本規程適用後の額を上限とした「大学等における修学の支援に関する法律に基づく大学等における修学の支援制度」の適用を受けることができる。

3 本規程は、原則として本学の他の減免等及び奨学金制度との重複はできない。

(減免の取消)

第8条 次の各号に該当するときは、減免の決定を取り消す。

- (1) 転学、休学、退学、除籍したとき
- (2) 緊急支援学費等減免申請書に虚偽の申告をして減免を受けていたことが判明したとき
- (3) 本学学則に定める賞罰に関する規定による処分を受けたとき

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、既に減免した学費等を一括して納入しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月28日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。